

令和7年度 就学援助費受給申請書

令和 年 月 日

越前市教育委員会教育長 殿

申請者（保護者）住所

申請者（保護者）氏名

日中つながる電話番号

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、就学援助の認定に当たり、必要があれば、私の世帯全員及び家族構成欄に記載した全員の住民登録情報、所得及び課税状況、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況の情報を、越前市教育委員会教育長が関係機関への照会や台帳の閲覧などにより調査確認をすること及び学校長又は地区民生児童委員等に助言を求めることに同意します。

また、学校から請求された学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費及び学校給食費（自校給食、ミルク給食又はスクールランチ）の未納金がある場合は、就学援助費を未納金に充てることに同意します。

1 家族構成（同一世帯の方全員をご記入ください）						
※ 該当する児童生徒のNo.を○で囲む	No.	氏名	続柄	生年月日	学校名	学年
	1		世帯主	大・昭・平・令 ・ ・		
	2			大・昭・平・令 ・ ・		
	3			大・昭・平・令 ・ ・		
	4			大・昭・平・令 ・ ・		
	5			大・昭・平・令 ・ ・		
	6			大・昭・平・令 ・ ・		
	7			大・昭・平・令 ・ ・		
	8			大・昭・平・令 ・ ・		
	9			大・昭・平・令 ・ ・		
	10			大・昭・平・令 ・ ・		

※兄弟姉妹で小学校と中学校に申請する場合、申請書は、小学校と中学校それぞれに提出してください。
必要書類は、小学校宛の申請書に添付してください。

2 援助申請理由（該当する番号に○を付け、右に記載の必要書類を添付してください。）		必要書類 (該当する場合のみ)
※申請理由が2又は4の場合、前年度の所得及び課税状況により認定を行います。所得税の確定申告や市・県民税の申告を行う必要のある方は必ず申告してください。所得がない場合でも、税法上の扶養にとられていない方は、市・県民税の申告が必要になることがあります。世帯全員の所得・課税状況が確認できない場合は、認定が保留又は不認定となる場合があります。		
※申請理由が4の場合、カッコ内に状況を簡潔に記載してください。また、学校長及び民生児童委員に意見を求める場合があります。		
1	生活保護を受けている。	①
2	市・県民税が非課税又は均等割額のみ課税の世帯である。	①・③・④
3	児童扶養手当を受給している。※児童手当や特別児童扶養手当ではありません。	①・②
4	1～3の理由には該当しないが、経済的に子どもを就学させるのが困難である。 ＜状況＞ [] 学校長・民生児童委員 ＜意見＞ 1 就学援助費の支給が必要である。 2 就学援助費の支給が必要ではない。 ＜その他特記事項＞ []	①・③・④

①通帳の写し：初めて申請される方又は昨年度と別の口座を指定される方のみ。
金融機関・支店・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるもの。
昨年度から継続して申請される方で、昨年度と同じ口座を指定する場合は添付不要ですが、振込口座欄の右の欄に○をつけてください。

②児童扶養手当証書の写し：越前市外在住者のみ。申請時現在、有効期限が切れていないもの。

③世帯全員の住民票：越前市外在住者のみ。続柄記載のもの。

④所得・課税証明書：申請する日の属する年（1月から3月に申請した場合にあっては前年）の1月1日現在、越前市外に住民登録があった方のみ（1月1日に住民票があった市町でのみ発行できます）。
6月10日頃から本年度分の証明書が発行できるようになりますので、必ず本年度分を取得してください。
申請時に取得できない場合は、申請書と他の必要書類を先に提出し、取得でき次第提出してください（書類が揃うまで認定は保留となります）。

就学援助費の支給については、以下に指定する金融機関の普通預金口座に振込まれることに同意します。

※申請者と口座名義人が異なる場合、申請者からみた口座名義人の続柄：_____

金融機関名		銀行コード(4桁)		銀行 信用金庫 労働金庫 農協		支店コード(3桁)		本店 支店 出張所		指定する 口座が、 昨年度と 同じ場合 は下に○	
種類	通帳名義 (カタカナで記入)		口座番号（7ケタ）右づめ								
普通											

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳を開いたところに記載してある店名、店番、口座番号を記入してください。

※指定口座に変更があった場合は、速やかに届け出てください。